

「大切な未来を築くその権利」

海外からも日本の国政選挙の投票ができます



在外選挙人名簿登録資格

- ① 満18歳以上で
- ② 日本国籍を持っていて
- ③ 海外に3か月以上お住まいの方

選挙権年齢は18歳以上です。在外選挙制度で登録・投票を！

登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、
大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから
住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取

用意するもの



旅券

申請書



居住している事を
証明できる書類
(在留届を提出済の方は不要です。)



在外選挙人証



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます



同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。
※申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。

■平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

在フィリピン日本国大使館領事班 電話 02-551-5710 内線 1436 (08:30~12:30, 13:30~17:00)

外務省